

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 長洲町 (都道府県: 熊本県)  
 本事業の担当部局名 まちづくり課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	長洲町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 <span style="background-color: #ffffcc;">令和 3</span> 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,900,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通                  長洲町の合計特殊出生率は1.86(2013-2017年)と増加傾向にあり、熊本県や全国と比較して高くなっているが、人口置換水準の2.07を下回っている状況である。また、出生数は概ね100人程度で推移していたが、直近の2020年度(令和4年度)の出生数は、85人と減少している。このように、若年層の結婚に対する意識の変化などによる未婚化・晩婚化が進む中、少子化対策の一環として、個々の意思を尊重しつつ、結婚に向けた支援が求められている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)                  &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt;※全事業共通                  「第6次長洲町総合振興計画」、「長洲町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」及び「第2期長洲町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「安心して、結婚、出産、子育てができ、魅力ある教育を受けられるようにする」を基本目標の一つに定め、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実にに向けた取り組みを行っている。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;                  本事業は、「第6次長洲町総合振興計画」に掲げる基本目標2「子どもの生きる力を育み夢と希望に満ちたまち」の恋活・婚活による結婚支援と新婚世帯への経済的支援として位置付けており、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として実施するものである。</p>						
個別事業の内容	<b>1. 概要</b>						
	<b>【補助対象要件】</b>						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	<b>【補助上限額】</b>						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
<b>【対象費目】</b>							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
<b>【継続補助】</b>							
継続補助規定の有無			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span>				
※(注)3 <b>【その他独自要件】</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦の双方が、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して町内に居住する意思を有していること。</li> <li>・交付申請の時点において、夫婦のいずれも町税等の徴収金に滞納がないこと。</li> <li>・賃借する際に要した費用のうち、賃料、共益費については6か月分に限る。</li> <li>・新婚世帯の2親等以内の親族に対し支払った費用でないこと。</li> </ul>							

2. 申請見込

①新規世帯見込	10	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	3	世帯		
	その他	7	世帯		

【世帯数積算根拠】

婚姻届出件数の推移から対象世帯の減少が見込まれるため、10世帯とした。  
(R3:36件、R4:31件)

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	11 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	10 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	3 世帯 × 600,000 円 =	1,800,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	7 世帯 × 300,000 円 =	2,100,000 円	
	(継続補助)		
	合計	3,900,000 円	

3. 広報の実施予定

町HPや町広報紙、町公式LINEを活用するとともに、窓口にて婚姻者に周知するほか、熊本県や有明広域行政事務組合とも連携し、チラシの配布などにより、広く制度の周知を図る。

KPI項目	単位	目標値	現状値

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通

項目	単位	直近の実績	
		合計特殊出生率	
婚姻件数	件	31 (R4)	
婚姻率		2.9 (R3)	

参考指標 ※(注)5 ※全事業共通

事業内容 番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	50
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	70	75

個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7

- ・荒尾・玉名地域結婚サポートセンターと連携して婚活事業に取り組むとともに、当該事業の情報発信を行う。
- ・熊本県HP等で当該事業及び実施市町村についての広報を行う。
- 熊本県が実施する都道府県主導型連携コース要件事業への連携は以下のとおり。
- 【結婚支援】
- ・県は市町村に、「まちのよかボス」養成研修の日程等の情報提供及び「まちのよかボス」相談所を設置する。
- ・市町村は、市町村内の結婚支援に興味のある人を発掘し、「まちのよかボス」養成研修の受講案内を行うとともに、県が設置する「まちのよかボス」相談所を管内住民に周知し、相談者を「まちのよかボス」につなぐ。
- 【子育て支援】
- ・市町村は、県が運営する子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の定期的なFAQや公共施設の情報更新について、県に情報を提供する。
- ・市町村は、市町村内の子育てイベント情報や感染症・予防接種情報などの子育て支援情報を随時県に提供し、県は子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の配信機能を用いて、県民に向けて情報発信を行う。

民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8

熊本県下で普及を進めている「結婚応援の店」等に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。